

武蔵野大学大学院通信教育部 入学願書

平成 年 月 日

次頁の〔入学願書記入上の注意〕を確認し、必ず受験者本人が、黒太枠内の項目を全て記入してください。

武蔵野大学大学院 通信教育部										
出願する専攻	人間社会研究科 人間学専攻									顔写真貼付 (縦 4cm×横 3cm) カラー 写真裏面に受験番号・ 氏名をご記入ください。
	人間社会研究科 実践福祉学専攻									
	仏教学研究科 仏教学専攻									
	環境学研究科 環境マネジメント専攻									
出願する入学区分(いずれか一つに○を付す)										
正 科 生	受験番号									
科目等履修生										
本学在籍時学籍(受講)番号(※)										
<small>※本学通信教育部学部卒業(見込)生及び大学院通信教育部科目等履修生(過去在籍者含む)は、入学時学費減免がある場合がありますので必ずご記入ください。記入がない場合は減免を受けられません。不明な場合は、事務室までお問い合わせください。</small>										
(フリガナ)	(セイ)				(メイ)					
氏 名	(姓)				(名)					
性 別	男	・	女	生年月日	西暦	年	月	日		
フリガナ										
住 所	〒 都道 府県 <small>集合住宅の場合は建物名、部屋番号も明記してください</small>									
電話番号	— — (携帯電話のみの場合はこちらへ記入)			携帯電話	— —					
海外住所 (海外在住の方のみ)	国名									
学 歴 (高等学校から記入)					年 月					
					昭和・平成	年	月	卒業・卒業見込 退学・退学見込		
					昭和・平成	年	月	卒業・卒業見込 退学・退学見込		
					昭和・平成	年	月	卒業・卒業見込 退学・退学見込		
					昭和・平成	年	月	卒業・卒業見込 退学・退学見込		
					昭和・平成	年	月	卒業・卒業見込 退学・退学見込		
職 歴					年 月					
					昭和・平成	年	月			
					昭和・平成	年	月			
					昭和・平成	年	月			
					昭和・平成	年	月			
					昭和・平成	年	月			
職務内容(具体的に)										
誓 約 書										
上記の事項に相違ないことを誓います。武蔵野大学大学院に入学許可のうえは、貴学の建学の精神に則り学則、ならびに関連諸規定を遵守し、学生の本分を達成することを誓約します。また、在学中のスクーリング受講にあたっては裏面の「スクーリング受講時の健康管理」の内容を理解し、自己の責任において健康を管理することを誓います。										
氏名										
(必ず自署のこと)										

【入学願書記入上の注意】

〈海外在住の方へ〉

海外在住の方は、海外現住所を海外住所欄に記入し、入学願書、学生証(受講証)申込用紙の住所欄に代理人様の住所を記入してください。

〈ご住所の家主と苗字が異なる場合〉

〇〇様方をご記入ください。

《スクーリング受講時等の健康管理》

下記に該当する場合、または本大学院がスクーリングを受講できない健康状態であると判断した場合はスクーリングを受講することができません。

- ・誓約書の提出が無く、自己の責任において健康を管理できない場合。
- ・スクーリング受講にあたって、本誓約書の記載内容に変更が生じ、その連絡を怠った場合。
- ・学校保健安全法施行規則第 18 条に定める伝染病に感染した場合。
- ・その他、自己の責任において健康を管理することができない、または他の学生の影響を及ぼす健康状態であると、本大学院が判断した場合。

〈参考〉学校保健安全法施行規則第 18 条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

1. 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る。次号及び第 19 条第 1 項第 2 号イにおいて「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)
 2. 第二種 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核
 3. 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

【個人情報の取扱いについて】

出願時にいただいた個人情報は本学の個人情報保護方針に則り、本大学院の受験、入学に関する連絡・諸手続ならびに本学の入試等に関する情報通知、及び個人を特定されない方法での統計的集計に使用いたします。